

学術の国際交流協定と その法的諸問題

清 野 惇

1 学術に関する国際交流

我が国の大学では、教育研究の国際交流の一環として、海外の大学との間で教員及び学生の相互交流を行うことが多くなりつつある。自主的な留学である学生及び教員の自費留学は別として、今日、これらの交流は、大学が主導して制度的に行われているとあってよい。その主たる形態は、学生及び教員の交換留学や教員の相互派遣である。これらの教育研究の国際交流は、大学が外国の大学との間で締結する交流協定に基づいて実施されている。

大学にとっての国際交流のメリットは、海外の優れた学芸の輸入による教育研究能力の向上や活性化と共に大学を海外に広く開放することによる国際的知名度の獲得にあるとあってよいが、それによって多くの留学生を自学に誘致し、学生数の不足に伴う経営不振を改善しようとする大学の経営戦略的メリットも無視できないし、またその交流によって学生に国際的な感覚を身につけさせ、グローバルの世界で活躍できる素地を培う機会を与えることもメリットの一つに挙げることができる。

とはいえ、知名度も低く、経営規模も小さい地方の大学においては、国際交流によるこれらのメリットをどれだけ享受できるかは問題であり、その実施による成果とそれに要する事務的財務的負担とのバランスが問われることになるであろう。

学術の国際交流事業をいかに進めるべきかは、単に大学の教育研究能力の向上という視点からだけではなく、大学の経営戦略の見地からも策定す

べき課題といえる。

その点はともかくとして、今日締結されている私立大学と外国の大学との間の人的交流協定を念頭に置いて、交流協定に伴う法的問題点について考察してみたい。

2 国際交流協定の法的性格

教育・研究に関する交流協定は、外国の大学と我が国の大学との国際的な合意であり約束ではあるが、交流協定の締結にあたり、協定書署名者の協定締結権限を証する書面の交換もなく、互いにその点の調査もせずに双方の大学学長が署名しているのが実態であり、必ずしも協定大学がその所在する国の法律の定める法律行為の方式を履践して交流協定を締結しているわけではないといってよい。

それぞれの国では、渉外的生活関係（教育・研究部門の国際協力関係もそれに該当する。）に適用すべき法律（準拠法）を定めた法律（いわゆる国際私法）を制定している。

我が国では「法の適用に関する通則法」（旧法例に替わって平成18・6・21法律78号で制定された。）¹⁾がこれに当たるところ、当該外国の大学の所在国の国際私法の定めについては不詳であるが、交流協定の締結にあたり、我が国の大学として、上記通則法に基づき、当該交流協定の成立または効力に関して適用されるべき準拠法（同通則法7条及び8条）についての配慮の形跡が窺われないものが少なくないように思われる。

また交流協定書のうち国際的協定書についてであるが、協定当事者双方

- 1) 法の適用に関する通則法第7条は「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時選択した地の法による」とし、第8条は「①前条の規定による選択がないときは、当該法律行為の成立及び効力は、当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。」としている。また第10条は「④法を異にする地にある者の間で締結された契約の方式については、前二項の規定は、適用しない。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とする。」と定めている。

が協定内容をそれぞれ自国語で協定書として作成し、しかもその両者が同等の効力を有すると規定している協定書があるが、これでは協定事項が、それぞれの自国語で表現されるため、ときとして当事者間で協定事項の解釈に齟齬をきたし紛議にいたることもありうるので、国際的協定では、それを避けるため、おおむね国際的共通語で協定書を作成し、これを原本として、これに協定当事者の自国語の訳文を副本的に添付する扱いをしていることもある。

上記準拠法についての関心の薄さや共通語によらない協定書の作成等は、交流協定の解釈に関する紛議の発生を想定していないか、それとも協定の内容自体が紛議を招くような事項を定めていないかのどちらかに基因しているものと思わざるをえない。そのことと交流協定書の署名者についての無頓着さを併せて考えるならば、協定当事者双方共これらの協定書を法的拘束力のある法律文書とは意識しておらず、当該協定の実効性を、法的強制よりは、むしろ協定当事者間の相互信頼に置いているとも理解できるので、交流協定は、おおむね、その意味において協定当事者が協定事項について単に道義的責任に負うに止まる、いわゆる紳士協定 (gentlemen's agreement) とみて差し支えないであろう。

ところで我が国の私立大学は、教育研究組織として経営主体の学校法人から、ある程度独立した存在とはいえ、私立学校法 (昭24・12・15法70)の上では、法人格を有する学校法人の一事業部門に過ぎず、それ自体法人格を有しないから、私立大学の学長は、大学という教育研究組織の統轄者ではあっても、法的に大学を代表して外部と協定を締結する資格はない筈であるが²⁾、現実には、大学間の交流協定に大学の代表として署名してお

2) 私学の学校法人としては、理事会において国際交流を含めた学術交流に対する基本方針を策定し、大学はその基本方針に沿って学術交流を行わなければならない。学術交流事業は、本来学長が統括する大学の当然の「校務」に属せず、学校法人の業務であるが、理事会の委任 (協定締結は除く。)を受けて、大学が実施する場合は大学の「校務」となるのでその担当部署は、法人事務局ではなく大学事務局になる。

り、大学教職員もそれを異としていないのである。我が国の法律からすれば、その学長の署名は、学長個人の署名とみるべきなので、当該交流協定は学長個人と相手方大学との約束以外の何者でもなく、極言すれば大学間の紳士協定ですらないのである。

大学関係者はこの点をどう考えるのであろうか。おそらくは交流協定書の署名は、交流事業のセレモニーの一つで、いわば友好宣言に過ぎないから、署名権限について目くじらを立てて議論をするまでもないと考えているものと思われる。

協定当事者双方が当該協定を学術交流に関する単なる紳士協定もしくは学長個人の約束事として認識しているならば、換言すれば、交流協定の当事者双方が、互いに相手方当事者が相互信頼を無にしないように協定事項を誠実に履行してくれることを期待するに止まるのであれば、当該協定の法的問題を云々する必要がないことは勿論であるが、もし交流協定の当事者の一方又は双方が、これを法的責任を伴う法的協定として締結している

交流協定の締結権限は、学校法人の理事会にあり、協定書の署名（記名捺印）は学校法人の代表機関である理事長の権限である。理事長の職務代理は、学校法人の寄付行為の定めるところにより、他の理事によって行われることになっているので（私立学校法39条2項）、学長が理事長の職務を代理することはできないが、学長が理事の資格で理事長の職務を代理することは可能である。その場合の協定署名欄の表示は「理事長職務代理者・理事〇〇」となる。また理事長の署名に代わる「記名捺印」を学長たる理事に代行させることは可能であろう。大学は法人格を有せず、その統轄者である学長には交流協定締結能力はなく、署名者にはなれないが、理事長と並んで学長として副署することはできるだろう。

国立大学法人法（平成15・7・16法112）の第22条は、国立大学法人の業務として、その1項3号に「当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと」を掲げており、他の大学との学術交流は大学の業務ではなく国立大学法人の業務であることを明らかにしている。

なお国立大学の学長は、私立大学の学長とは異なり、国立大学法人の代表者でもある。国立大学法人法11条1項は「学長は、学校教育法第58条第3項に規定する職務を行う、とともに国立大学法人を代表し、その業務を総理する。」と規定している。したがって国立大学の学長は他の大学との学術交流協定書について署名権限を有することになる。

ならば、話は別であり、協定自体及び個々の協定事項についての法的吟味が必要になる。

以下において、この観点から一般的と思われる協定事項を中心に考察することにする。

3 協定書における協定当事者の表示

形式的な問題であるが、交流協定書の作成にあたり戸惑うことの一つは、協定当事者の表示の問題である。

交流協定書は、通常「甲大学と乙大学とは、以下の通り協定する。」という書き出しで始まるが、協定当事者の一方である我が国の大学が交流交渉の結果に基づき協定書の草案を作成する場合に考え込むのは、協定当事者のいずれを「甲」とするかである。一般には深く考えること無しに、草案を作成する側の大学を「甲」にし、相手方の大学を「乙」にして表示しているが、国際礼譲などの面からみて、それでよいのかという疑問が生じる。国の外交に関する公的協定書ではないから、その点に拘る必要はないとの意見もあるが、気になる問題である。

というのは、「甲」及び「乙」の表示は、協定文の書き出しだけでなく、各協定条項や末尾の署名欄にも及び、その名称表示の後先を、協定における力関係を現すものと受け止める者も無くはないので、「乙」と表示される側の立場にもそれなりの配慮が必要である。

実際には、交流協定を主導した当事者、または協定内容に利害関係の大きい当事者、もしくは協定により多くの権益を得る当事者が、「甲」の位置を占めることが多いと思われるが、できれば予め当事者間でその表示の前後について取り決めておくことが望まれる。

また協定書における協定大学の名称やその所在地名の表示は、略称では国際礼譲に悖るので、正式文書は勿論のこと、たとえ草案であっても、相手方に呈示する以上、相手方の作成する公式文書の記載にしたがって正確に記載すべきである。そのような配慮をすることこそ国際的感覚といって

よい。

4 法令及び学則と学術交流協定

海外の大学との教育研究の国際的交流にあたって忘れてはならないのは、それはあくまでも交流当事者の国の法令と当事者大学の学則の枠内でしか行い得ないことである。

一方当事者である我が国の大学については、法令（学校教育法、私立学校法、大学設置基準等）や学則の確認は可能であるが、相手方である海外の大学については、この点の調査は極めて困難であることはいうまでもない。このことが国際交流協定の法的効力を問題視する理由の一つでもある。

ところで教育面での国際協力は、学生に関する限り、外国の大学に留学し、その授業を履修して修得した単位を、留学元の大学での修得単位として認定してもらおうという、留学と修得単位の互換が中心となる。しかもその単位互換は、大学設置基準（昭31・10・22文部省令28）の上では、大学の裁量に任されているので（第28条）、互換を認めるためには、留学先の大学の授業内容及びその履修によって授与される単位数並びに履修成績のランク及びその評価の方法等を知る必要があることはいうまでもない。その授業内容や成績の評価方法の如何によっては、当該授業で修得した単位の互換は認められないこともありうる。

外国の大学での修得単位を安易に受け入れることは、留学元大学の修得単位の認定に対する学生の信頼を損なうことにもなりかねないので、この点の調査は単位互換にとって不可欠といってよい。

今日、教育面での国際交流として大学設置基準の上で認められているのは、留学した外国の大学の授業科目を履修して修得した単位を留学元の大学での修得単位に振替えること（同設置基準28条2項）、我が国の大学の授業を外国で履修させること（同設置基準25条3項、大学通信教育設置基準3条3項）等に限られる。

我が国の大学が、外国の大学との間で教育研究の交流を図る場合には、

その交流の基盤となる学内体制の整備（校則の整備と予算の確保等）が必要であり、その上に立って始めて協定事項の交渉が可能になるが、筆者が目にしたところでは、その点の配慮に乏しく、大学設置基準、学則および就業規則を無視した協定事項を内容とする協定書も散見された。

5 外国での授業の実施

ところで大学設置基準25条4項は「大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。」と規定しているが、同項にいう授業の一部を行いうるとされる「校舎及び付属施設以外の場所」とは日本国内に限られるかどうかである。もし国内外を問わないとすれば、外国の大学の施設及び教員を借り受けて、我が国の大学が、その授業の一部を海外で行うことが容認されることになりそうである。

大学の授業は、本来大学の校舎内の「教室」という特定の場所で行われるべきものであるが（大学設置基準36条1項2号、同条4項）今日の大学設置基準は、その授業を「教室」以外の場所で履修させることを認めるだけでなく（25条2項）、さらには授業の一部を「校舎及び付属施設」以外の場所で行い得るとしている（25条4項）。

ところで外国での授業の履修を認める25条3項、外国の大学で修得した単位の互換を認める28条2項等からすれば、外国という文言の記載のない25条4項の「校舎及び付属施設」以外の場所は、同項に基づき別に定められた平成15年3月31日号外・文部科学省告示第43号「大学が授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行う場合」³⁾の「場所」に関する告示内容か

3) {平成15年3月31日号外・文部科学省告示第43号}

【大学が授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行う場合】

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第4項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

大学設置基準第25条第4項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び付属施設

らみても、その場所は日本国内に限ると考えざるを得ないし、しかもそれが許される授業は、実務の経験を有する者等を対象とする授業とされているので、授業科目である外国語の授業の一部を、外国の大学での語学研修の方法で行うことは現在のところ認められないことになる。もし当該科目の授業として外国での研修の必要があるならば、外国の大学への一時留学という方法によらざるをえない。その場合の学生の留学は、授業の履修方法としての短期自費留学の形をとることになり、しかも当該授業科目についての成績評価は、留学先の履修成績をも含めて総合的に評価して単位の授与の当否を決めざるをえないことになるが、このような総合的成績評価による単位の授与は、大学設置基準の上では認められていないと解される。

したがって授業履修のための短期留学により、留学先で単位修得が可能であれば、修得単位の互換を利用することもできるが（当該授業科目に付与される単位数が仮に2単位とすれば、その内1単位を留学先で修得した単位と互換する等）、留学先での履修期間が短いため、単位は授与されず、その履修期間における成績のみ通知される場合は、単位の互換はありえず、その留学期間中の「学修」が、大学設置基準29条1項により、大学が単位を与えることのできる「学修」に該当するかどうか問題になるだけである。

もしその学修が、同項の「学修」に該当するならば、その授業担当者が当該留学元大学の教員身分を有しなくても、その授業の履修に対して単位

設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 二 校舎及び付属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び付属施設以外の場所において行うものであること
- 三 当該授業を行う校舎及び付属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 四 当該授業を行う校舎及び付属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

の授与が可能になる⁴⁾。

それではいかなる「学修」がそれに当たるかである。それを定めたのが、平成3年6月5日文部省告示第68号「大学設置基準第29条第1項の規定により大学が単位を与えることのできる学修」⁵⁾の定めである。

ところで海外の大学や企業等での実習や研修は、同告示の定める「学修」には該当しないので、その実習や研修は、いずれにしても単位を授与できる授業（大学設置基準25条1項）にはなりえないのである。そうであれば、外国の大学での語学研修等（それは大学の授業科目の授業の一部または全部として実施される。）は、その履修に対し当該外国の大学で単位を修得できる場合を別にして（この場合は単位の互換を適用すればよい。尤もこの場合でも成績不良のため単位が取得できない場合の学修の扱いが問題として残る。）、履修期間が短期のため単位の授与が認められない場合の当該学修は、それが前記文部省告示68号に定める「学修」に該当しなければ、大学の校舎及び付属施設以外での授業の一部実施を認めない大学設置基準25条4項に抵触する授業として、当該大学の授業の一部とは認められないの

4) 大学の教育課程に編成されている授業科目を担当する者は、当該大学の常勤もしくは非常勤の職員でなければならず、しかもその職員は当該授業科目について大学設置基準14条ないし17条に定める教員資格を有しなければならない。換言すれば当該大学の教員でなければ、その大学の授業科目について単位を授与することはできないのであるが、同基準29条は当該大学の教員でない者の行う授業の学修に対し単位の授与を例外として認めているのである。

5) 「平成3年6月5日文部省告示第68号」

【大学設置基準第29条第1項の規定により大学が単位を与えることのできる学修】

大学設置基準（昭和31年文部省令第28条）第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成3年7月1日より施行する。

- 一 大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 以下は省略

で、そこでの成績を当該授業科目の履修成績の一部として評価することは許されないのである。

そうであれば外国の大学に学生が外向いて行われる語学研修等は、その学修による単位の修得が予定されていない限り、あくまでも正課外の私的研修に止まり、正課の授業の履修にはならないのである。

もし大学の授業科目を外国で行いたいのであれば、大学設置基準43条（平成20年11月文部科学省令第35号の改正で50条に改条）及び「大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準」（平成20年6月30日文部科学省告示第103号）に従い、外国に当該大学の学部、学科等を設けなければならないのである。

今日、国内の大学が実施している海外実習や海外研修が、どのような実態のものか不明であるが、大学設置基準の面からの吟味が望まれる。

6 海外インターンシップ（海外実習）

ところで留学先大学の授業を履修して修得した単位の互換は、他の大学の授業を、留学元の大学の授業と実質的に同視するもので、授業の代行または委託と同質の扱いであり、この点からすれば、外国の大学や企業等と協定し、その施設や職員を借用して、大学の授業を外国で実施する方式は（例えば、休暇を利用する短期語学研修や海外実習等）、現在の大学設置基準の上では認められないことになるが、国際交流の面からも、また学生に多様な国際的体験を積ませる点からも前向きに検討されてよい課題である。

ところで今日、海外インターンシップ制度を採用している大学は少なくともと思われるが、その制度を現行法令の下で、どのように構築しているかは不詳であるが、大学設置基準の面からの吟味が必要であろう。

もっとも点検を要するのは、インターンシップを正課授業の一つとして位置付け単位を授与する場合のことで、単位を伴わない課外の活動として行うのであれば別であり、その場合は大学設置基準の規制はない。インターンシップは、正課授業としてではなく、むしろ学生に対する大学の厚生活

動の一環として、就職部が企画実施すべきキャリア支援活動のように思われる。

ところで我が国の大学が、インターンシップを立ち上げるとすれば、少なくとも次の諸点が検討課題となるであろう。第1点は、インターンシップの位置付けである。即ち、これを大学の正課の授業科目とするのか、それとも単位を伴わない課外の活動とするのかである、第2点は、インターンシップを正課の授業科目とする場合、それを実質的な授業科目とするのか、それとも授業を伴わない単位互換の受け皿の授業科目とするのかである、第3点は、インターンシップを正課授業とし、その履修者に単位を授与する場合、受入れ先の企業や団体の担当者に対して当該大学の教員身分を付与するのかどうかである、第4点としては、インターンシップの履修成績の評価及び単位認定を受入れ側に委ねるのか、それとも大学が受入れ先からの履修成績の通知を得て、自ら成績評価を行い、単位を認定するのか、それとも大学は自ら成績評価をなさず、受入れ先が認定した単位を互換して、大学の修得単位とするのか等である。

ところで大学設置基準は、前述の通り、その28条で、他の大学で修得した単位の互換を認め、また29条で一定の「学修」を大学での学修とみなし単位の授与を認めているが、海外でのインターンシップにおいて問題となるのは、それが29条の「学修」に該当するかどうかである。即ち、海外の企業や団体等での実習が、同条の「学修」に該当するならば、その学修を大学の授業科目の「海外インターンシップ」の履修とみなして単位を与えることも可能になるが、海外の企業や団体等での実習や研修は、前述の文部省告示68号の定める「学修」には該当しないと解されるので、その実習等に対し大学が単位を与えることはできないといわざるを得ないのである。海外インターンシップに対し、単位の授与を認めている大学は、この点をどのように考えているのであろうか。今日のところ、海外インターンシップは、単位を伴わない正課外の学生の体験的学習活動として行うべきであって大学の役割は、その実習・研修先の斡旋紹介等のキャリア支援に止まり、

実習先と締結する協定等も、その趣旨のものとならざるをえないであろう。このことは国内のインターンシップにおいても同様である。

7 他の大学で修得した単位の振替（互換）

大学設置基準第28条の定める修得単位の振替えは⁶⁾、必要的ではなく裁量的なものではあるが、振替を行う場合先ず問題になるのは、振替の適格性である。それは修得した授業科目と振替えられる授業科目との同一性もしくは類似性の要否の問題であり、今一つは振替の相当性である。順を追って考察する。

先ずは適格性であるが、類似性を必要とする立場からは、修得単位の振替えは、他の大学の授業科目を履修して修得した単位を、当大学の授業科目を履修して修得した単位と見なすわけであるから、当然に、相互の授業科目の同一ないしは類似の有無を確認しなければならないので、学則で修得単位の振替が認められる場合には（学則で認めていなければ、単位の互換はできない）、その認定資料として、留学先の大学から当該学生の履修した授業科目の内容、授業時間数、成績評価の基準、授与される単位数と共に当該学生の履修成績を通知してもらう必要があるとする。

大学が単位の互換を実施するには、これらの事項を通知する責任を留学先大学に負ってもらわなければならないので、交換留学の場合に限らず、当該大学と留学先大学との間で何らかの協定が必要となる。

もっとも留学生を受入れる以上、上記の事項の通知は留学先大学の当然の責務であるとし、あえて協定するまでのことはないとの見解もあるであ

6) 大学設置基準第28条（昭和57・3・23文部省令1号による一部改正）

大学は、教育上有益と認めるときは、学生が、大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合〜〜について準用する。

ろう。

ところで、修得単位の振替えは、見方を変えれば、それは大学の特定の授業科目（振替授業科目）の授業を他の大学に代行してもらう制度ということもできるので、両者の同一もしくは類似が問題にされるのは当然とする見解である。この立場からは、履修した授業科目と履修したと見なされる授業科目との間に常識的な類似性が最小限度要求されることになる。その結果、教授会での卒業認定の審議にあたり、留学した学生が留学先大学で修得した単位を、大学のどの授業科目の履修単位と見なすべきか議論されることになる。

大学によっては、交流協定で留学先の大学で履修すべき授業科目を指定したうえ、これに対応する振替授業科目を開設し、予め留学する学生に対して、これを認定予定授業科目として告知する方式をとり、この認定予定科目が定められている留学を特に「認定留学」と称して一般の私費留学と別扱いにし、単位の振替に関する厄介な議論の回避を図っているところもある。

このように単位を修得した授業科目と修得した当該単位を振替える授業科目との類似性を要求する見解に対し、第28条1項は「当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と規定しているが、その旧規定は単に「当該大学において修得したものとみなすことができる」とし「授業科目の履修により」の文言を欠いていたこと⁷⁾、現行規定の「授業科目」云云なる文言は、単に修辞上付加されたもので旧規定を実質的に変更する趣旨のものとは思われないこと、振替え授業科目の類似性を問題にすると、外国の大学との単位互換は困難になり、その適用範

7) 昭和47年文部省令第5号により追加された大学設置基準第31条の二は「大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを認めることができる。②大学は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を30単位をこえない範囲で当該大学において修得したものとみなすことができる。③前二項の規定は、学生が外国の大学に留学する場合に準用する。」と規定する。

圏を狭ばめ、留学という学生の国際交流を制約することになること、振替認定を容易にするため「外国事情」とか「実用外国語」とか「英語コミュニケーション実習」等の内容的に幅の広い、振替の容易な形式的授業科目を、受け皿的に別途開設する必要のあること（受け皿となる振替授業科目を設けなければならないこと自体類似性必要説に無理があるとする。）等を合わせ考えると、類似性は不要と解するのが正当であり、大学設置基準28条の本意もそこにあると思われる。

この立場では授業科目の対応を問題にせず、大学設置基準28条1項の定める60単位の範囲内であれば、留学先の大学で修得した単位を大学で修得した単位数に加えて、卒業に必要な所定単位数に達しているかどうかを判定すればよいことになる。例えば、120単位を卒業に必要な単位とする大学において、学則上他の大学で修得した単位を30単位まで振替えできている場合、当該学生が他の大学で20単位修得していれば、120単位から20単位を控除した残り100単位を満たすだけの単位を当大学の授業科目で修得しているかどうかを問題とすれば足り、単位を修得したと見なされる授業科目が何であるかは問う必要はないことになる。いいかえれば他の大学の授業科目を履修して修得した単位を、そのまま利用できるということであり、当該学生の成績表には、他の大学の○○科目で○○単位、本学の○○科目で○○○単位修得と表示されることになる。

授業科目の類似性に拘ることなく、外国の大学等他の大学で修得した単位を一定の範囲内で、当然に大学で修得した単位として認めるのが「みなす」の本旨であり、そもそも大学設置基準28条の当該規定は、単位の振替（互換）えを認める規定というよりは（そう解するならば振替えるべき授業科目が必要になる。）、他の大学で修得した単位を自学で修得した単位として扱うことを認める規定と解すべきである。

もし他の大学で修得した単位の受け皿として、単位を修得した授業科目と同一または類似の名称・内容の授業科目を予め開設するならば、まさに留学先の大学による留学元大学の授業の代行もしくは授業の学外実施と同

質のものとなり（もっとも授業の学外実施は前述のように大学設置基準は認めていない。）、留学期間の修業年限算入の可否や留学中の授業料の徴収の可否等に影響をもたらすことになるであろう。

振替え授業科目の類似性を問題にすると、振替えの幅が減縮するだけでなく、困難になる場合も生じるし（大学設置基準20条1項及び30条1項等の場合）、また修得単位の振替えの可否は誰が判定すべきかも問題となる。大学では従来教授会が振替えの可否を決定しているが、理屈の上からは、振替の適格性は、みなされる授業科目の授業担当教員が、振替の相当性は教授会が夫々判定すべきであろう。

授業科目の類似性を問題にしなければ、教授会では、他の大学で修得した単位を、自学での修得単位と見なすことが適当かどうかという後述の相当性を議論すれば足り、受け皿となる授業科目の新規開設等の余計な手間も掛けなくて済むことになる。

また単位の互換に授業科目の類似性を要求する立場に立てば、履修したとみなされる授業科目の授業を、現に当大学で履修する学生がある場合（受け皿科目ではあるが、授業を実施している場合）には、それらの学生の単位修得との間に単位認定上の不当な格差が生じないように配慮する必要がある。

単位振替のもう一つの問題は、振替の相当性である。修得単位の振替、互換は、あくまでも裁量的なものであり、しかも学則にこれを認める規定が必要であることはいうまでもない。問題は如何なる場合に振替が認められるかである。換言すれば振替の当否を決める基準如何の問題である。振替の要件として授業科目の類似性が不要だとすると残るは振替の相当性のみである。抽象的にいえば、その授業内容が我が国の一般大学の授業と同レベルにあり、その授業の担当者が大学設置基準の定める教員資格と同等の教育力を有し、授業日数、成績評価の方法及び授与される単位数及び単位授与の要件等が、総体的にみて、我が国の大学一般のそれと差異のないこと等が、相当性容認の要件となるであろう。

相当性の判断基準を厳しくすると、単位振替を困難にし、学生の相互交流を阻害するだけでなく、相手方大学の教育力を劣視することにもなる一方、逆に判断基準を緩めると、留学元大学の一般学生の単位認定との間に差異が生じ公平を失することになる。

しかしながら学生の国際的交流の強化促進という時流からすれば、振替基準の多少の緩和はやむを得ないように思われる。非留学生との間の公平は、学則で振替可能単位数を低く抑えることで図るべきであろう。

大学によっては、上記の「認定留学」のように、事前に相手方大学の教育力を調査し、そこで修得した単位の振替相当性を確認の上振替予定科目を定めて学生を送り出しているところもあるが、このように修得単位の振替可能大学を予め選択して相当性判断を容易にするのもその解決方法の一つといってもよい。

ただこの「認定留学」制度は、予め、修得単位振替可能な留学先大学を指定し、それ以外の留学先大学での修得単位の振替を事実上認めない点において学生の自由な留学先の選択を制約すると共に大学設置基準28条2項の適用を限定するものとして好ましくない。

いずれにしても他の大学で修得した単位の振替は、学則で容認され、かつ学則の定めるところによって行われるべきものであるから、単位振替を認める学則規定は、上記28条の条文の書き移しではなく、振替の基準をも明示すべきであろう。

8 単位互換と授業料

交流協定に基づかない自費留学の場合も、大学設置基準28条に基き、当該学生について留学先の大学で修得した単位を互換することは可能であるが、その場合の留学元大学における授業料の扱いは、大学によって異なり、これを徴収している大学もあるようである。

ところで、留学先の大学で修得した単位を、留学元大学で修得した単位とみなすということは、留学元大学の授業の留学先大学による代行と同視

できるので、修得単位の振替えを認める以上、留学元の大学が留学期間中の授業料を留学した学生から徴収しても背理ではないという見解も立ち得るが、留学の場合、留学先で授業料を徴収されるのが通例であることを考えると、留学元の大学が単位互換を理由に当該学生から授業料を徴収するならば、学生側からすれば、授業料の二重払いの感を免れないであろう。

大学側において授業料の名称を使用せず、単位認定料と称しても同様である。授業料は結局のところ単位認定料だからである。単位互換の実相を授業の委託ないし代行とみるならば、留学した学生が留学先に授業料を支払うことは、留学元大学に授業料を納付することでもあるので、留学元大学が単位振替えを理由に、改めて授業料を徴収するのは適当ではない。もしそれにもかかわらず授業料を徴収するとすれば、学生が留学先の大学へ納付すべき授業料は、留学元大学で負担すべきであろう。

したがって学生が留学先の大学に授業料を納付している場合には、大学が単位互換によって徴収できるのは、授業料的単位認定料ではなく、手数料的単位認定料に止まるといわざるをえない。

修得単位の互換にあたり、単位認定料として金員を徴収する場合には、それが認定手数料なのか、それとも単位取得の対価なのかを明らかにすることが望ましい。もっともその単位認定料も、学則または学納金規程にその納付義務の定めがあつて許されることはいうまでもない。

9 学生の交換留学

学生の留学について海外の大学と協定するのは、おおむね交換留学の場合である。これまでの交換留学の協定の中には、協定大学間で相互に交換する留学生の員数を定め、また留学生の履修すべき授業科目を指定し、さらには留学先の大学に納付すべき授業料について相互にその義務を免除すること等を約定している協定もある。

交換留学は、通常の日費留学ではなく、大学同士が留学条件を協定する等して、学生の日費留学に積極的に関与する留学方式である。日費留学が

円滑に行いうるようにならば相互に自費留学として取り扱えば足りるが、大学が相手方大学に対し、責任や義務を負うとすれば、自費留学の一態様として済ませるわけにはいかない。それでは、この交換留学の協定の性格をどのように考えたらよいかである。

それは大学同士が相手方大学の留学生を互いに友好的に受け入れ処遇するという、大学間の単なる友好協定ではなく、交換的に相互に一定数の留学生を送り込むことを約する協定といってよい。

したがって協定した大学は、学生に働きかけて協定数の留学希望者を募集する責務を負うことになる。協定事項は、その際の募集要項となるといってよい。この留学生の募集と送り込みが協定大学の法的義務であるかは疑問であり、むしろ道義的責任に止まると解すべきであろう。

もっとも交換留学の協定において、協定大学の一方が送り出した留学生の数だけ相手方大学が留学生を送り込むことができている場合は、大学は留学生の送り出しを、半ば強制されることにはなるであろう。

このように交換留学の協定は、留学先になる大学が留学条件を留学元となる大学に保証するもので、留学自体は自費留学に変わりはなく、ただ通常の自費留学と異なるのは、留学生を送り出す大学が、その立場から留学先大学による留学条件の決定に積極的に関与し、互いに学生の安定的交流の実現に協力するところに特徴があるといえる。

10 学生の派遣留学

学生の留学に関連して「派遣留学」とか「留学生の派遣」とかというように「派遣」という用語が使用されることがあるが、その「派遣」の意味するところは明確でない。それが留学生を送り出すという通俗の意味で用いられているのであれば、単なる修辞上の事として問題にする必要はないが、それが法的文書に使用される場合には、その意味は「大学が命じる留学」と法学的に解釈されることになる。

教職員が、その職務の一環として、研究や研修のため海外に派遣される

ことはあるが、大学と使用従属関係にない学生に対し、大学が留学を命ずることは通常はありえず、学則にそのような制度を規定することも考え難い。学生は大学の教育サービスを受ける立場にあり、大学に命じられて学修するものではないから、大学から命じられて留学することはありえない。我が国の学生に関する限り、学生の留学は、総て自主的留学としての自費留学しかなく、ただこれを支援するために大学が種々の援助策を講じることがあるだけである。

もし学生の同意を前提とする派遣留学制度を創設しようとするならば、学則にその旨の規定を設けることが先ず必要であるし、その制度の目的は、優秀な学生を、その大学の将来の教授候補として海外で研鑽を積ませるための費用大学負担の派遣留学ということになろう。このように大学がその費用を負担して自学の将来の教授要員を育成することは一考に値いするが、上述の「派遣留学」はそのような目的・趣旨のものではない。

もしも派遣留学が、大学派遣の留学であるとすれば、留学費用は大学が負担するのか、留学期間は修業年限に算入されるのか、留学中の授業料の扱いはどうなるのか、また留学中に遭遇した事故に対する大学の責任の範囲・限度如何等多くの問題を伴うから、これらの点の学則上の手当ても当然必要になるが、それと共に、これらの事項を明記した派遣契約を大学と学生の間で締結し、双方の責任を明らかにすることも必要であろう。

法的性格を持つ交流協定書での用語の使用は慎重でなければならない。もしその用語の意味内容をめぐって紛議が生じれば、その用語の法学的解釈によって決着がつけられることになるだけに誤解を生むような用語の使用は避けるべきである。

11 教職員の交流

大学教員については我が国の大学では、毎年若干名の教員を、費用一切を大学が負担して海外の大学や研究機関に派遣留学させ、その専攻分野の研究に当たらせているが、これは大学（学校法人）の職務命令による派遣

留学であり、休職して費用自弁とする私費留学とはその性格を異にし、前者は職務としての留学であり、後者は職務外の私的留学であるので、就業規則も当然その扱いを異にする。

人的学術交流としては、上記の留学のほか教員の交換留学、交換教授、共同研究等がある。

交換教授は、我が国の大学の教員が外国の大学に出向き、その授業を担当し、その見返として、当該外国の大学の教員が我が国の大学に出向き、その授業を担当するもので、教育面での国際交流としては学生の交換留学と並ぶ一般的な方法といってよい。

この場合の大学から派遣される教員に対する派遣先大学の処遇は、両者間で締結する交流協定で定められるのが通例である。

外国の大学から教員を受け入れるには、学生の場合と同様、出入国管理及び難民認定法第19条1項「在留資格とその資格の下で許される活動範囲」、同条2項「当該活動に属しない報酬を受ける活動の許可」、同24条4項「これらの条項に違反した場合の強制退去等」の適用を受けることを周知させることは勿論であるが、大学の学則や就業規則等で、その処遇や行動規制等を明確に定めておく必要がある。

その一つは受け入れた教員の身分である。大学の授業科目を担当する場合には、当然教員資格（大学設置基準14条ないし17条）を有しなければならないし、受け入れ大学の教員身分が必要である。客員教授とか特任教授とか、その呼称はいろいろあり得るが、通常は非常勤教員として授業を受け持つことになるであろう。もっとも任期を限った常勤教員として迎えることも可能である。

非常勤であれ常勤であれ、受け入れ大学の教員として雇用することになるので、大学（学校法人）は当該教員と労働契約を締結する必要がある。もっとも教育課程外の単位を伴わない講義とか講演を受持つだけであれば、教員資格や身分問題は生じない。

次に当該教員が授業担当ではなく受け入れ大学に身を置いて研究に専念す

る場合である。この場合は受入れ大学の教員とする必要はないので教員資格や身分の問題はなく、研究員として、専らその研究が円滑に行われるよう、その処遇と環境に配慮すればよい。例えば宿舍や研究室の提供や研究補助者の配置、図書や資料の自由利用等である。ただ受入れ大学の教員と共同研究を行う場合、科研費等公的研究資金の助成を受ける都合で、受入れ大学の教員の身分を付与する必要が生じる場合がある。

受入れ大学の教員身分を取得しない場合には、労働契約ではなく、当該教員と大学（学校法人）との間で、研究室や図書館等大学施設の利用を中心とする施設利用契約もしくは研究契約が締結されることになるであろう。

たとえ交流協定で受入れ教員の処遇について取り決めがなされていても、それは協定大学間の取り決めにとどまり、間接的にはともかく、直接当該教員に効力を及ぼすものではないので、その協定の取り決めに応じた契約により、当該教員の権利義務を明確にする必要がある。勿論、研究のために来学する当該教員は、受入れ大学の職員の身分を有しないので受入れ大学の就業規則の適用はない。いずれにせよ我が国の大学と外国の大学との間で、その教員を、授業担当者もしくは研究者として交換的に派遣する場合は、まず両大学の間で、派遣の目的や派遣される教員の処遇等を協定した上で、更に、派遣された教員と派遣先の大学との間で労働契約や施設利用契約等を締結する段取りになるであろう。

12 受入れ側の宿舍確保義務

学生や教職員の交流協定には、通常受入れ大学側に宿舍の確保が義務付けられることが多い。受入れ大学が留学生会館のような宿泊施設を所有している場合は問題はないが、そのような宿泊施設を所有しない大学では、民間の賃貸家屋を利用せざるをえない。

この場合大学は、受入れた教職員や学生が滞在中の宿舍として使用する家屋の賃貸借の紹介や斡旋にとどめるか、あるいは大学が家屋を賃借して彼らに転貸するか、それとも家屋を借り上げて自ら宿舍として運営するか

の、いずれかの方法をとることになる。

交流協定で宿舍の確保を約する場合、誤解を避けるため、この点を明確にする必要があるろう。

外国の大学の学生や教職員等にとっては、日本語による外部との交渉を必要としない借り上げ宿舍の方が、なにかにつけて便利であるし、大学側としても、入居者の行動を規制できる宿舍規則の制定可能な「借り上げ宿舍」方式が、留学生の日常生活を視察・指導する上で良いように思われる。

13 お わ り に

大学が教育・研究に関する国際交流の協定交渉をする場合、大学としてどのような交流協定が可能か、またどのような交流協定を締結すべきかを検討するためには、大学の学則は勿論、その経営主体である学校法人の人事、財務及び学事に関する規則・規程等を点検し、その現状を把握した上で、これを基盤に協定交渉に臨むことになる。

もし現在の体制では相手方大学の要望に対応できなければ、それが可能になるよう関係規則・規定の改正を図らなければならないことはいうまでもないが、国際貢献という名分から、大学の協定交渉の担当者が、ともすれば大学設置基準や学内規則の側面からの検討を怠り、不適切な協定交渉をする虞れもあるので、学校法人の理事会も交流協定の交渉には十分な関心をもち適切妥当な交流協定の締結に努めるべきである。

学術交流事業の実務の担い手が大学であっても、当該事業は大学の本来的な「校務」ではなく、学校法人の業務であるから、理事会がその運営権限を有するのは当然であるが、それにもかかわらず、その代表機関である理事長が交流協定書に署名していないことは、慣例とはいえ、法学的には納得しがたいところである。法律的対応を無視した大学の運営管理の一面ともいえよう。